

### 第34回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和3年3月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 吉岡部長・植田副部長・久米寛治委員・南部委員・岡部委員・中村委員・久米博委員・森委員・阪井委員・竹内委員・厚田委員・久積委員・萩野委員・佐竹委員・井出委員・宮本推進委員
- 欠席委員 幸田委員・服部委員・亀井委員
- 松江局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 議案書の訂正を申し上げます。  
議案書の14ページをお開きください。第6号議案No.14、貸付人が「〇〇〇〇」となっておりますが、申請後に死亡されましたので、相続人である子と配偶者から再度申請をいただきましたので、「〇〇〇〇〇〇」に訂正をお願いします。
- 吉岡部長 (部長挨拶)  
それでは第34回農地部定例会を始めさせていただきます。  
本日は、服部委員が欠席でございます。農業委員会等に関する法律第29条により、「総会又は部会は、推進委員に対し、いつでもその活動について報告を求めることができる」となっていることから、大野地区における事前審議の報告を宮本推進委員にお願いしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。
- 一同 異議なし
- 吉岡部長 それでは、宮本推進委員の出席を認めます。
- 吉岡部長 本日の議事録署名者は椿地区の久米委員と福井地区の南部委員にお願いします。  
それでは、本日の議事に入りたいと思えます。  
第1号議案 非農地証明願について  
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法の規定による許可申請の取下（取消）について（5条）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

ただし、農業委員会等に関する法律第31条により、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請9ページのNo.7については、〇〇〇〇〇の案件であるため別途審議とし、この案件以外を一括上程いたします。

議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。椿地区からお願いします。

久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は3月19日に福井公民館において福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

吉岡部長 次に、福井地区をお願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は3月19日に福井公民館において椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

吉岡部長 次に、橘地区をお願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区今回議案はございません。

吉岡部長 次に、新野地区をお願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は3月22日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の13ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、桑野地区お願いします。

森委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は3月19日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の14ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、見能林地区お願いします。

阪井委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は3月19日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の14ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は3月19日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の

判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次に、宝田地区お願ひします。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は3月19日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次に、長生地区お願ひします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は3月18日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、不許可としました。

事務局 当該申請地については、平成30年12月10日付けで資材置場に転用する目的で申請がありましたが、申請より前に再生可能エネルギー発電事業計画の認定を取得していたことから、資材置場に供する確実性について弁明を求めましたが、それに応じなかったことから、令和元年5月27日付けで不許可としていました。この度、計画が変更され、令和3年2月10日付で太陽光パネルを設置し、その下部で水稻を栽培する目的で申請がされました。

長生地区部会で事前審査を行いました。申請地を含め所有地の全てが耕作放棄地状態となっており、多面的機能支払交付金で地域の者が代わりに草刈りを行っている現状であること、申請地の全面には錆びたビニールハウスのパイプが残っており、直ちに、水稻の栽培ができるような状況でないこと、

申請者は耕作の意思を示す反面、長生地区の推進委員が少しでも営農に供せる状態にするよう指導を行うことで先月は継続審査としましたが、この1か月間全く手付かず状態であること、また、申請者は長距離トラックの運転手をしており、家を空けることが多く、家族もいない状況であるため、営農自体ができるのかという懸念があること。

これらのことから、申請者には営農に供することが確実に判断できるように改善された後に、再度申請を行ってもらおうということで、今回の申請は不許可と判断いたしました。

久積委員 議案書の15ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次に、中野島地区お願ひします。

萩野委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は3月18日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の16ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次に、大野地区お願ひします。

宮本推進委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は3月17日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の17ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、加茂谷地区お願いします。

佐竹委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は3月18日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の20ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は3月18日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の20ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田副部長 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は3月22日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告

させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、No.9は許可相当、No.10、No.11は継続審議としました。

事務局

No.10については、使用貸借権による駐車場への転用であり、許可後において別用途に転換される恐れがあることから、永続性を判断するための「誓約書」の提出を求め、それが提出された後、再度審査を行うとしたため、継続審議としました。

No.11については、先月の申請では使用貸借権による駐車場への転用であったことから、No.10と同様に永続性を判断するための「誓約書」の提出を求めたところ、申請を取り下げ、所有権移転をすることになったということで再度申請がありました。〇〇〇〇〇の規則、会社でいうと定款を読みますと、土地などの不動産の設定又はその変更をしようとするときは、総代の意見を聞かなければならない、となっておりますので、この短期間で土地を購入するに至ったことが総意のもとに行われたかどうか、を確認するため、「議事録」の提出を求めることになりましたので、継続審議としました。

植田副部長

議案書の23ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長

それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

吉岡部長

それでは、この案件について採決したいと思います。農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇には、採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇 退室)

吉岡部長

議事を再開します。

それでは、議案書の第5号議案9ページのNo.7について、承認してよろしいか。

一同

異議なし

吉岡部長            それでは、議案書の第5号議案9ページのNo.7について、承認といたします。

退室した〇〇〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇〇 入室)

吉岡部長            議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

吉岡部長            それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

松江局長            報告します。第34回農地部定例会議案、第3号議案No.1については不許可、第5号議案No.10、No.11については継続審議とし、その他の議案については、全て承認です。

吉岡部長            只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同                異議なし

吉岡部長            それでは報告のとおり承認します。  
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

吉岡部長            他にないですか。ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局              松本農林水産課長から①阿南市新型コロナウイルス対策・農業者支援金、②人・農地プランの実質化、③中間管理機構事業による圃場整備、について説明

吉岡部長            以上をもちまして、第34回農地部定例会を閉会いたします。次回は、4月26日で予定いたしております。本日は大変ご苦勞さまでした。

閉            会